備考１　この申請書及び届出書には、別表第二号の三第３「アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式」を添付すること。 ２　無線従事者免許証の番号の変更にあつては、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。 注１　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。 ２　該当する□にレ印を付けること。 ３　１の欄は、次によること。 ⑴　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。 ⑵　申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。 ⑶　申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。 ⑷　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。 ４　２の欄は、次によること。 ⑴　②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。 ⑵　③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。 ⑶　④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。 ５　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。 ６　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第七章　略］	［第一章～第七章　同上］
第八章　アマチュア局の運用（第二百五十七条―第二百六十一条）	第八章　アマチュア局の運用（第二百五十七条―第二百六十一条）
［第九章・第十章　略］	［第九章・第十章　同上］
附則	附則